

溪樹園デイサービスセンター

指定通所介護事業運営規程

社会福祉法人 滝上福祉会

溪樹園デイサービスセンター 指定通所介護事業運営規程

平成12年	2月28日	制 定
平成13年	9月28日	一部改正
平成14年	9月11日	一部改正
平成16年	9月28日	一部改正
平成17年	3月22日	一部改正
平成17年	9月27日	一部改正
平成18年	3月10日	一部改正
平成19年	3月12日	一部改正
平成20年	3月15日	一部改正
平成21年	3月28日	一部改正
平成22年	3月20日	一部改正
平成23年	2月28日	一部改正
平成23年	10月 1日	一部改正
平成24年	3月20日	一部改正
平成25年	3月16日	一部改正
平成26年	3月21日	一部改正
平成27年	5月24日	一部改正
平成28年	3月17日	一部改正
平成29年	3月16日	一部改正
平成30年	3月13日	一部改正
平成30年	10月 9日	一部改正
平成31年	3月18日	一部改正
令和 元年	8月29日	一部改正
令和 2年	3月25日	一部改正
令和 3年	3月25日	一部改正
令和 4年	12月12日	一部改正

社会福祉法人滝上福祉会 溪樹園デイサービスセンター  
指定通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝上福祉会が設置経営する指定通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 サービス計画にそった通所介護を提供する。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者及びその家族のニーズを的確に捉えた個別の通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 提供したサービスの質の管理、評価を常に行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
溪樹園デイサービスセンター（以下「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
北海道紋別郡滝上町字オシラネップ原野280番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。  
(職員は指定通所介護事業及び滝上町介護予防・日常生活支援総合事業〔通所型サービス〕を兼務するものとする。)

- (1) 施設長（管理者） 1名（特別養護老人ホーム溪樹園・ケアハウスアイビーハイツ施設長兼務）

管理者は従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、通所介護計画の作成・調整、居宅介護支援事業者等の他機関との関係において必要な役割を果たす。

事業所の運営・管理に係わる事務・経理、介護報酬・利用料の請求等に関する業務、サービスの提供、利用者の介助等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(5) 介護職員 3名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、通所介護計画に沿って、適切な介助を行う。

(6) 運転技術員 1名以上

運転技術員は、利用者の送迎用車輛の運転及び車輛の維持管理並びにその他利用者の介助、施設管理等の雑務に従事する。

(7) 調理員 1名以上

特別養護老人ホーム溪樹園の栄養士の指導を受け、食事の調理及び配膳等の給食業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

通所介護の内容に係る営業日は、通常毎週月曜日から金曜日とする。

(土曜日・日曜日、及び12月31日から1月3日は休日)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第8条 通所介護のサービスを提供する1日当りの定員は25名とする。

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 趣味活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により、送迎を必要とする利用者については、専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

利用者の身体状況等に応じた、必要な入浴サービスを提供する。

入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

介助の種類（必要に応じて行う）

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他必要な介助

(6) 食事サービス

利用者の身体状況、嗜好等に応じた食事サービスを提供する。

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

エ 調理

(7) 相談・助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 日常生活動作に関する相談、助言

イ 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ 家族介護者教室の開催

エ その他の生活に関する必要な相談、助言

(通所介護計画の作成等)

第10条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護の利用料及びその他の費用)

第11条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の公示上の額とする。(別紙アによる) 但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。(別紙イによる)

(1) 食費一部負担金

(2) 食費一部負担金を除く、食費(食材料費を含む)及び日常生活上の経費や行事・趣味活動に係る経費

但し、これらの経費には、滝上町の委託費が支出される

(3) その他利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

滝上町全域

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供記録の記載)

第14条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業員であった者についても、業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第16条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する

ため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第19条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第20条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 管理者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。※<別紙>料金表

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。

<別 紙>

利 用 料 金（標準的料金）

本料金表の自己負担額は、1割として算出した額となっているため、一定以上の所得のある2割負担の方、現役並みの所得がある3割負担の方については、下記のアを2割分・3割分にして読み替えることとする。

ア. 介護給付対象利用料金（指定通所介護事業）

・通所介護費

サービス提供時間：8時間以上9時間未満

（単位：円／日）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	6, 660	7, 870	9, 110	10, 360	11, 620
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 994	7, 083	8, 199	9, 324	10, 458
3. 自己負担額 「1-2」	666	787	911	1, 036	1, 162

サービス提供時間：7時間以上8時間未満

（単位：円／日）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	6, 550	7, 730	8, 960	10, 180	11, 420
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 895	6, 957	8, 064	9, 100	10, 278
3. 自己負担額 「1-2」	655	773	896	1, 018	1, 142

サービス提供時間：6時間以上7時間未満

（単位：円／日）

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	5, 810	6, 860	7, 920	8, 970	10, 030
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5, 229	6, 174	7, 128	8, 073	9, 027

3. 自己負担額 「1-2」	581	686	792	897	1,003
-------------------	-----	-----	-----	-----	-------

サービス提供時間：5時間以上6時間未満

(単位：円/日)

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	5,670	6,700	7,730	8,760	9,790
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	5,103	6,030	6,957	7,884	8,811
3. 自己負担額 「1-2」	567	670	773	876	979

サービス提供時間：4時間以上5時間未満

(単位：円/日)

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	3,860	4,420	5,000	5,570	6,140
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	3,474	3,978	4,500	5,013	5,526
3. 自己負担額 「1-2」	386	442	500	557	614

サービス提供時間：3時間以上4時間未満

(単位：円/日)

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	3,680	4,210	4,770	5,300	5,850
2. 「1」のうち、介 護保険から給 付される料金	3,312	3,789	4,298	4,770	5,265
3. 自己負担額 「1-2」	368	421	477	530	585

サービス提供時間：2時間以上3時間未満

(単位：円/日)

要介護度	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1. 介護サービス 利用料金	4時間以上5時間未満の利用料金の100分の70				

2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	4時間以上5時間未満の介護保険から給付される料金の100分の70
3. 自己負担額 「1-2」	4時間以上5時間未満の自己負担額の100分の70

・入浴介助加算 (単位：円／日) ※1

加算項目	入浴介助加算 (Ⅰ) ※2	入浴介助加算 (Ⅱ) ※3
1. 加算料金	400	550
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	360	495
3. 自己負担額 「1-2」	40	55

※1 入浴介助加算 (Ⅰ)、同加算 (Ⅱ) は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※2 入浴介助を行った場合に加算されます。

※3 (Ⅰ) の算定要件を満たし、介護福祉士等が居宅に訪問し、浴室での利用者の動作及び環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した介護福祉士等が、介護支援専門員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。身体状況・浴室環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。入浴計画に基づき、個浴その他の自宅に近い環境で入浴介助を行う場合に加算されます。

・中重度者ケア体制加算 (単位：円／日)

加算項目	中重度ケア体制加算 ※4
1. 加算料金	450
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	405
3. 自己負担額 「1-2」	45

※4 中重度者の割合が一定程度以上であり、サービス提供時間帯を通じて看護職員を1名以上配置している場合に加算されます。

・生活機能向上連携加算 (単位：円／月) ※5

加算項目	生活機能向上連携加算（Ⅰ） ※ 6〔3月に1回〕	生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※7
1. 加算料金	1, 0 0 0	2, 0 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	9 0 0	1, 8 0 0
3. 自己負担額 「1-2」	1 0 0	2 0 0

※5 生活機能向上連携加算（Ⅰ）、同加算（Ⅱ）は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※6 外部と連携した理学療法士等から事業所等のサービス提供の場合または ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上での助言に基づき、共同して個別機能訓練計画を作成していること。機能訓練指導員等が計画に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。計画の評価を3月に1回以上行い、進捗状況に応じて訓練内容の見直しを行った場合に加算されます。

※7 外部と連携し理学療法士等が当施設に訪問し、共同して個別機能訓練計画を作成していること。機能訓練指導員等が計画に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。計画の評価を3月に1回以上行い、進捗状況に応じて訓練内容の見直しを行った場合に加算されます。

・ 個別機能訓練加算

（単位：円／日） ※8

加算項目	個別機能訓練加算 （Ⅰ）イ ※9	個別機能訓練加算 （Ⅰ）ロ ※10	個別機能訓練加算 （Ⅱ） ※11
1. 加算料金	5 6 0	8 5 0	2 0 0
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	5 0 4	7 6 5	1 8 0
3. 自己負担額 「1-2」	5 6	8 5	2 0

※8 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、同加算（Ⅰ）ロは、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置し、自立支援と日常生活の充実に役立つよう複数の機能訓練項目を準備し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されている場合に加算されます。また、計画の作成、訓練の実施については機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的に機能訓練を行うこととなります。

※10 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する看護職員等を1名以上配置し、他の職種の者が共同して利用者の生活向上に役立つよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、これに基づき利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、看護職員等が心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されている場合に加算されます。

※11 (I)に加えて、利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、実施に当たって必要な情報を活用した場合に加算されます。(I)イまたはロと重複して算定が可能です。

・ADL維持等加算

(単位：円/月) ※12

加算項目	ADL維持等加算 (I) ※13	ADL維持等加算 (II) ※14
1. 加算料金	300	600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	270	540
3. 自己負担額「1-2」	30	60

※12 ADL維持等加算 (I)、同加算 (II) は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※13 一定期間内に利用者のADLの維持または改善の度合いが一定の水準(調整済ADL利得1)を超え、ADL値の測定結果を厚生労働省に提出した場合に加算されます。

※14 ADL維持加算 (I) の要件を満たし、ADLの維持または改善の度合いが一定の水準(調整済ADL利得2)を超え、ADL値の測定結果を厚生労働省に提出した場合に加算されます。

・認知症加算

(単位：円/日)

加算項目	認知症加算 ※15
1. 加算料金	600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	540
3. 自己負担額「1-2」	60

※15 認知症の方の割合が一定程度以上であり、認知症に係る専門的、実践的な研

修等を修了した職員を1名以上配置している場合に加算されます。

・若年性認知症利用者受入加算 (単位：円/日) ※16

加算項目	若年性認知症利用者受入加算 ※17
1. 加算料金	600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	540
3. 自己負担額 「1-2」	60

※16 認知症加算とは重複して加算されません。

※17 若年性認知症利用者に対して指定通所介護を行った場合に加算されます。

・栄養アセスメント加算 (単位：円/月) ※18

加算項目	栄養アセスメント加算 ※19
1. 加算料金	500
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	450
3. 自己負担額 「1-2」	50

※18 栄養アセスメント加算と口腔・栄養スクリーニング（I）、栄養改善加算とは重複して加算されません。

※19 管理栄養士を1名以上配置していること。利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者または家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって必要な情報を活用することで加算されます。

・栄養改善加算 (単位：円/回)

加算項目	栄養改善加算 ※20
1. 加算料金	2,000
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1,800

3. 自己負担額 「1-2」	200
-------------------	-----

※20 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算されます。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定されます。また、栄養改善サービスの提供にあたって、必要に応じ居宅を訪問する。

・ 口腔・栄養スクリーニング加算 (単位：円/月) ※21

加算項目	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) ※22〔6月に1回〕	口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) ※23〔6月に1回〕
1. 加算料金	200	50
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	180	45
3. 自己負担額 「1-2」	20	5

※21 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）とは重複して加算されません。

※22 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔及び栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。また、同加算（Ⅰ）と栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）とは重複して加算されません。

※23 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算（Ⅰ）のいずれかを算定している場合で、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔又は栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の担当介護支援専門員に提供した場合に加算されます。

・ 口腔機能向上加算 (単位：円/月) ※24

加算項目	口腔機能向上加算（Ⅰ） ※25〔3月に1回〕	口腔機能向上加算（Ⅱ） ※ 26〔3月に1回〕
1. 加算料金	1,500	1,600
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	1,350	1,440
3. 自己負担額 「1-2」	150	160

※24 口腔機能向上加算（Ⅰ）と同加算（Ⅱ）は、いずれかの加算のみで、重複して加算されません。

※25 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護福祉士生活相談員等の職種が共同して利用者ごとに口腔機能改善管理指導計画を作成すること。その計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行うとともに、口腔機能を定期的に記録すること。利用者ごとの計画の進捗状況を定期的に評価することで加算されます。

※26 ※25 の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理を適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用することで加算されます。

・科学的介護推進体制加算 (単位：円/月)

加算項目	科学的介護推進体制加算 ※27
1. 加算料金	400
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	360
3. 自己負担額 「1-2」	40

※27 利用者ごとにADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。

・サービス提供体制強化加算 (単位：円/日) ※28

加算項目	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※29	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※30	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※31
1. 加算料金	220	180	60
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	198	162	54
3. 自己負担額 「1-2」	22	18	6

※28 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、と同加算(Ⅱ)、と同加算(Ⅲ)は、いずれか一の加算のみで、重複して加算されません。

※29 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である場合又は勤続10年以上の介護福祉士が100分の25以上の場合に加算されます。

※30 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に加算されます。

※31 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合又は勤続7年以上の介護福祉士が100分の30以上の場合に加算されます。

・ 同一建物から通う方の減算 (単位：円/日)

減算項目	同一建物から通う方の減算 ※32
1. 減算料金	-940
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	-846
3. 自己負担額 「1-2」	-94

※32 同一建物から通う方に対しサービスを提供した場合に所定の料金から減算されます。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる方、その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる方に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

・ 送迎を行わない場合の減算 (単位：円/日)

減算項目	送迎を行わない場合の減算 ※33
1. 減算料金	-470
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	-423

3. 自己負担額 「1-2」	- 4 7
-------------------	-------

※33 利用者に対して居宅と事業所間の送迎を行わなかった場合、片道ごとに減算されます。

・介護職員処遇改善加算 (単位：円／月)

加算項目	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※34
1. 加算料金	算出した料金の1000分の59
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の1000分の59
3. 自己負担額 「1-2」	算出した自己負担額の1000分の59

※34 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、減算料金の合計）の1000分の59に相当する額が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算 (単位：円／月) ※35

加算項目	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
1. 加算料金	算出した料金の1000分の12	算出した料金の1000分の10
2. 「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の1000分の12	算出した介護保険から給付される料金の1000分の10
3. 自己負担額 「1-2」	算出した自己負担額の1000分の12	算出した自己負担額の1000分の10

※35 厚生労働大臣が定める基準に従い、介護職員等の処遇を改善する取組みを実施した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算を除く））の(Ⅰ)1000分の12か(Ⅱ)1000分の10に相当する額が加算されます。

・介護職員等ベースアップ等支援加算 (単位：円／月) ※36

加算項目	介護職員等ベースアップ等支援加算
1. 加算料金	算出した料金の1000分の11

2.「1」のうち、介護保険から給付される料金	算出した介護保険から給付される料金の1000分の11
3.自己負担額 「1-2」	算出した自己負担額の1000分の11

※36 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定しており、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用した場合、料金として算出した額（利用料金、加算料金、費用料金の合計（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を除く））の1000分の11に相当する額が加算されます。

イ. 介護給付対象外利用料金 (単位：円/食)

食費一部負担金	250
その他利用者が負担することが 適当と認められる費用	実費

※食費一部負担金を除く、食費及び日常生活上の経費や行事・趣味活動に係る経費については、滝上町の委託費が支出されています。